

200床以上の自治体病院に対する
労働基準監督署の
是正勧告について:全国調査

広島国際大学医療経営学部
江原 朗

目的

- 厚生労働省は、平成14年3月に「病院における宿日直がいわゆる”寝当直“であり、夜間・休日の救急対応は宿日直に該当しない」と明らかにしている
- そこで、以降の200床以上の自治体病院に関する労務管理の適法性を検討する

解析方法

- 自治体病院の同定（200床以上）：
 - 平成20年の地方公営企業年鑑（総務省）
- 病院への労基法違反（是正勧告書）
 - 病院を運営している自治体（都道府県および市町村・一部事務組合）に情報公開請求
 - 解析期間：平成14年3月～平成23年3月

結果

- 開示・不開示の決定
 - 都道府県・政令指定都市：144施設すべて
 - 市町村・一部事務組合：225/256施設
(31施設：公開制度が未整備か限定的)
- 労働法規の違反
 - 都道府県立：56.2%(80/144)
 - 市町村・一部事務組合立：57.3%(129/225)

主な違反の項目と施設数

都道府県・ 市町村	内容	施設数	比率
解析対象施設数		369	
違法施設数		208	56.4%
労基違反		198	53.7%
15条	労働条件の明示	35	9.5%
32条	労働時間	177	48.0%
37条	時間外、休日 及び深夜の 割増賃金	98	26.6%
39条	年次有給休暇	8	2.2%
89条	(就業規則)作成及 び届出の義務	54	14.6%
108条	賃金台帳	36	9.8%

結果

- 労働基準法違反の主な項目
 - 時間外勤務の労使協定がない
 - 時間外の上限を超えて働かせた
 - 時間外・休日・深夜手当の支払いがなされていない

結語

- 医師の長時間勤務の抑制
 - 医師の労働衛生
 - 患者の医療安全